

請 書（案）

1 売買物品

| 品 名 | 規 格 | 数 量 |
|-------|-----------|-----|
| 卓上遠心機 | 別紙仕様書のとおり | 一式 |

2 売買代金 金 円 (うち消費税及び地方消費税の額 金 円)

(注) () 書きの部分は、供給人が課税事業者である場合に使用する。

次の条件で北海道の指示どおり履行することをお請けします。

(1) 納入場所 北海道石狩家畜保健衛生所

(2) 納入期限 令和6年(2024年)3月22日

(3) 納入及び検査

物品を納入したときは、直ちにその旨通知するとともに、納品書を提出し、当該通知の日から10日以内に検査を受けるものとする。

(4) 代金の支払

納入した物品が検査に合格し引き渡した後、適法な支払請求書が受理された日から30日以内に支払を受けるものとする。

(5) 契約不適合責任

物品の引渡しを受けた後1年以内に当該物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであることを発見したときには、供給人の負担において修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完をするものとする。

なお、北海道が期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完をしないときは、売買代金を減額されても異議はない。ただし、次のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに売買代金を減額されても異議はない。

ア 履行の追完が不能であるとき。

イ 供給人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、供給人が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

エ アからウまでに掲げる場合のほか、北海道がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 履行遅滞

ア (2)の納入期限までに物品を納入できないときは、その理由を付して納入期限の延期を申し出て承認を受け、かつ、当該遅滞に係る物品の売買代金につき、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の違約金を支払うものとする。ただし、その申出の内容が天災その他不可抗力で供給人の責めに帰さないと北海道が認めたとき、又は違約金の額が500円未満であるときは、違約金を支払わないものとする。

イ 違約金は、売買代金等の債権があるときは、これと相殺するものとする。

ウ 売買代金が約定期間内に支払われないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息の支払を受けるものとする。

(7) 解除

ア 次のいずれかに該当するときは、北海道が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないとき(その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときを除く。)は、この契約を解除されても異議はない。この場合において、供給人は解除に伴う損害賠償の請求は行わないものとする。

(ア) 納入期限までに物品の納入及び引渡しを完了しないとき又は期限後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。

(イ) 正当な理由なく、(5)の履行の追完がなされないとき。

- (ウ) (ア)及び(イ)に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
 イ 次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除されても異議はない。この場合において、供給人は解除に伴う損害賠償の請求は行わないものとする。
- (ア) 物品の納入及び引渡しを完了することができないことが明らかであるとき。
 - (イ) 供給人がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (ウ) 供給人の債務の一部の履行が不能である場合又は供給人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (エ) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、供給人が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (オ) (ア)から(エ)までに掲げる場合のほか、供給人が債務の履行をせず、供給人がアの催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 賠償金

次のいずれかに該当する場合においては、供給人は、売買代金の10分の1に相当する額の賠償金を支払うものとする。

- ア (7)の規定により物品の納入及び引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- イ 物品の納入及び引渡し前に、供給人がその債務の履行を拒否し、又は、供給人の責めに帰すべき理由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

令和5年(2023年) 月 日
 供給人 住 所
 氏 名

北海道石狩振興局長 増田 弘幸 様

| | 氏 名 | 連絡先 |
|-------|-----|-----|
| 本件責任者 | | |
| 担当者 | | |